

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年7月18日
事業者の氏名又は名称	株式会社朝日通商(法人番号2470001005164)(代表者 後藤耕司)
事業者の所在地	香川県高松市国分寺町新名1566-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市国分寺町新名1566-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和5年3月1日及び同年同月15日、適正化実施機関からの通報を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び運転時間並びに休日労働の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間及び休日労働の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年7月24日
事業者の氏名又は名称	株式会社広真物流(法人番号1470001011080)(代表者 平井周三)
事業者の所在地	香川県さぬき市志度2861
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県さぬき市志度2863-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(75日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第2号、第4項、第60条第1項、道路運送車両法第48条
違反行為の概要	<p>令和5年5月22日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(安全規則第3条の2)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(8)事業報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	8点
違反点数(事業者)	8点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。